

# 国保だより

No. 54  
平成16年7月

## 平成16年度の国保料金が決定しました

6月の定例議会で国民健康保険料が決定しました。

各世帯の国保料は、平成15年分所得などをもとに算定し、詳細は7月の納税通知書などといっしょに配付する「国民健康保険料決定通知書」でお知らせしますので、保険料の確認をお願いします。

保険料は、所得割、資産割、均等割、平等割により算定されます。また、国保料の納付義務者は世帯主となります。(世帯主が国保以外の保険に入っている場合でも、世帯内

に国保加入者がいる場合は、世帯主が納付義務者となります。※届出により国保の世帯主変更も可能です。) 40歳から64歳までの方は、介護保険料を合算して納めていただけます。これから納めていただく保険料は、平成15年度中に納めていただく保険料の総額から、すでにお知らせをし、納付していただいている4月から6月までの保険料を差引いた残額を来年3月までの9ヶ月間で納付していただことになります。

## 入院時の食事療養費について

国保加入者が病院等に入院した場

別表1

### ■国保料の状況

医療分	平成15年度	平成16年度	前年比
所得割	5.14%	5.10%	-0.04
資産割	23.18%	20.38%	-2.80
均等割	20,030円	17,900円	-2,130円
平等割	19,367円	17,136円	-2,231円

介護分	平成15年度	平成16年度	前年比
所得割	0.92%	1.32%	0.40
資産割	6.30%	7.54%	1.24
均等割	6,868円	8,316円	1,448円
平等割	4,603円	5,584円	981円

別表2

### ■1人当たりの医療費

区分	富士見町	県平均
一般保険者	170,965円	179,793円
退職者医療保険	272,468円	316,108円
老人保健該当者	564,044円	613,672円
全体	338,077円	332,591円

資料：県国民健康保険団体連合会

## 平成15年度の医療費

平成15年度富士見町国保の総医療費は、20億210万円となり、前年度に比べ1.00%の増、金額にして2千500万円増となりました。また、一人当たりの医療費は33万8千円となっています。前年と比較

度の該当となるのは、住民税が非課税世帯となっている人です。該当となる人で入院をされる場合は、事前に国保年金係へ申請してください。

交通事故などの治療で国保の保険証を使用する場合、届出が必要になります。これは加害者に賠償責任がある場合、治療などで支払われた医療費を加害者の自賠責保険等に負担してもらうためのものです。交通事故等の場合は、速やかに国保年金係に連絡の上、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

## 交通事故などの治療で保険証を使用するとき

交通事故などの治療で国保の保険証を使用する場合、届出が必要になります。これは加害者に賠償責任がある場合、治療などで支払われた医療費を加害者の自賠責保険等に負担してもらうためのものです。交通事故等の場合は、速やかに国保年金係に連絡の上、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

## 人間ドックで身体チエック

町国保では、医療機関で人間ドックを受けた方に受診費用の一部を補助しています。人間ドックを受けた後、医療機関が発行した領収書と印鑑、振込口座のわかるもの持参して国保年金係へ申請してください。

▼補助額 日帰り受診 1万5千円  
一泊二日受診 3万円

【国保に関するお問い合わせは】

住民福祉課 国保年金係  
☎ 62-9111 (有)9111